

# 一般社団法人日本歯科麻酔学会 個人情報保護に関する規則

平成29年8月20日制定

平成29年8月20日施行

## （目的）

第1条 一般社団法人日本歯科麻酔学会（以下「本会」という。）は、本会の活動に関わる個人情報を適切に取り扱うことを目的に、個人情報保護に関して必要な事項を定めるものとする。

## （個人情報の定義）

第2条 本会における個人情報とは、会員、本会の活動に参加する非会員、および患者個人について、特定の個人が識別される情報（氏名、生年月日、住所、電子メールアドレス等）を指す。

## （個人情報の取得）

第3条 本会は、個人情報の取得に際し、必要な範囲内の情報に限り、適正な手段を用いて行う。

## （個人情報の利用）

第4条 本会は、定款に定められた事業を行うため、個人情報を必要な範囲内で利用する。

- 2 本会は、その業務において患者の個人情報を取り扱う場合には厳重に管理し、第三者への提供等は行わない。
- 3 本会は、学会集会および講習会等で使用される発表データから、患者情報を削除または識別不可能とする。

## （個人情報の管理）

第5条 本会は、取り扱う個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止など、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる。

## （個人情報の外部委託）

第6条 本会は、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合は、適切な委託先を選定し、個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。

## （個人情報の第三者提供）

第7条 本会は、個人情報保護法等の法令に定めのある場合を除き、本人の事前の承諾なしに個人情報を第三者に提供しない。

## （個人情報の開示・訂正等）

第8条 本会は、本人から自己の個人情報について開示、訂正、削除、利用停止などの請求がある場合、本人確認の上、速やかにこれらの請求に応じる。

(問い合わせ先)

第9条 本会の個人情報に関する問い合わせ先は本会事務局とする。

(補則)

第10条 この規則を改廃する場合は理事会の議決を経なければならない。